めには、まちづくりを担う人材の育成が重要となります。市民協働条例においても、第13条と第14条にそのための条文を設けており、その点では「米百俵」の精神に通じるところがあると考え、前文で「米百俵」という言葉を引用しています。

- ●本条例では、市民どうしの協働も大切と考え、前文に記しています。
- ●まちづくりの考え方は、人により異なるものであり、目指すべき姿は、基本理念や基本原則に基づき、様々な場面で作られていくものと考えています。

【前文】とは

条例の本条の前に置かれ、条例の制定の趣旨や目的などを規定した文章を言います。前文は、具体的な法規を定めたものではありませんが、それぞれの本条とともに、条例の一部を構成するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は市内へ通勤若しくは 通学する個人、これらの者が主体となって構成された 市民活動団体、市内の地域コミュニティ及び市内で 事業を行う事業者をいう。
- (2)協働 市民と市とが互いを認め合い、それぞれのおもいに共感し、必要に応じて相互に補い合いながら、これらのものが持ち味を十分に発揮することにより、まちづくりに取り組むことをいう。
- (3)市民活動団体 営利を目的としない市民の自主 的な社会貢献活動により、公益の増進に寄与することを目的として活動する団体をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を 教化育成することを主たる目的とする団体
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対 することを主たる目的とする団体
- ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100 号)第3条に規定する公職をいう。以下ウにおいて同 じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)

若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又 はこれらに反対することを目的とする団体

- (4)地域コミュニティ 地域の暮らしをより良いものに しようと取り組む地理的に一定範囲の基礎的な近隣 社会をいう。
- (5)事業者 事業を営む法人、団体又は個人をいう。
- ●この条例における用語の意義を述べています。

「地域コミュニティ」は、地域社会の集団(活動単位)であり、活動そのものを指すものではありません。町内会や隣組など、地域的にきちんと組織されたものもありますが、集落の祭りの仲間や勝手連などのように、確固たる枠組みや規定等を持たない集団も含まれています。

(基本理念)

第3条 市民と市は、協働のまちづくりを推進すること により、将来にわたり市民の更なる幸せな生活の実現 を目指すものとする。

- 2 市民と市は、それぞれがまちづくりの主役として、自発的に活動するものとする。
- 3 市民と市は、それぞれの特性の違いを活かし、自助・ 共助・公助の理念にのっとり、相互に補完し合いなが ら、まちづくりを行うものとする。
- ■この条例の基本理念を述べています。

市民と市それぞれが、各々の特性を活かし補完しあいながら、自発的に活動することにより、将来にわたり市民の幸せな生活の実現を目指すべきであること(目指すように努めること)を定めています。

(基本原則)

第4条 この条例は、次に掲げることを基本原則とする。

- (1)市民と市は、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的及び経済的な状況等の違いに配慮するとともに、市民の多様な個性を尊重すること。
- (2) 市民と市は、それぞれの役割及び責務を理解し、 互いが対等なパートナーであることを認識すること。

- (3)市民と市は、互いの自主性、自立性及び特性の 違いを尊重すること。
- (4)市民と市は、情報を共有し、互いを知ることで共感と絆を深めること。
- ●この条例の基本原則について定めています。年齢、性別、国籍等、個人の属性や各人の様々な価値観、各企業の様々な理念、市民活動団体の様々な目的・運営方針等、互いの違いを理解し尊重しようというものです。日本国民たる長岡市民とそれ以外の人たちの権利や義務を同等にすべきということでなく、「まちづくり」について、お互いに尊重しあって進めていこうということを基本原則としています。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域の歴史、文化及び伝統に誇りを持ち、まちづくりにおいて自らできることを考え、行動するよう努めるものとする。

●協働によるまちづくりにおける市民の役割として、長岡の歴史や文化、伝統に誇りを持ちつつ主体的に考え行動するよう努めることを定めています。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、自己責任の原則の下、市民の自発的な意思を尊重し、その主体的な活動を支え、育てるよう努めるものとする。

- 2 市民活動団体は、自らの活動が市民に広く理解されるよう努めるものとする。
- ●協働によるまちづくりにおける市民活動団体の役割として、市民の自発的な意思を尊重しつつ主体的な活動を支え育てるよう努めること、及び自らの活動が市民に広く理解されるよう努めることを定めています。

(地域コミュニティの役割)

第7条 地域コミュニティは、市民が安心して、心豊か に暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域 における課題の解決に努めるものとする。

- 2 地域コミュニティは、子どもから高齢者までが各世代を超えて交流し、相互の理解が深まるよう努めるものとする。
- ●協働によるまちづくりにおける地域コミュニティの役割として、地域の課題の解決に努めること、及び世代を超えた交流と相互理解が深まるよう努めることを定めています。

地縁による結びつきである地域コミュニティも、まちづくりには大変大きな力となります。長岡市では、身近な課題は地域コミュニティが自ら解決し、地域住民が支えあうことで暮らしやすいまちづくりを推進する必要があるとの考えから条例に掲げました。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一つの主体 として、協働に対する理解を深め、自発的にその推進 に努めるものとする。

- 2 事業者は、市民がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、積極的にその活動を行う市民を支援するよう努めるものとする。
- ●協働によるまちづくりにおける事業者の役割として、 事業者も地域社会の構成員であり市民協働への理 解を深め自発的な推進に努めること、及び市民の活 動を支援するよう努めることを定めています。なお、「市 民」には、市民個人やコミュニティも含まれます。

(市の役割)

第9条 市は、協働のまちづくりを推進するための活動環境の整備に努めるものとする。

- 2 市は、協働に積極的に取り組む市民、市民活動団体、地域コミュニティ及び事業者からの意見を尊重するものとする。
- 3 市は、市民活動を支援するため、必要な情報を提供するものとする。
- ●協働によるまちづくりにおける市の役割として、活動 環境の整備に努め、市民や市民活動団体、地域コ

49